

議案第72号

茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議に
ついて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号）を一部変更することについて、同法第291条の11の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和6年6月4日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、現行の被保険者証が発行されなくなることに伴い、規約別表中の被保険者証等の用語の整理を行うほか、関係市町村の共通経費負担金の納入額算出に用いる人口及び高齢者人口の算定基準日等の整理を行うため。

茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号）の一部を次のように変更する。

第11条第3項を削る。

別表第1第2号及び第3号中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

別表第2備考中「3月31日」を「1月1日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による茨城県知事の許可のあった日から施行する。ただし、この規約による変更後の別表第1の規定は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の別表第2備考の規定は、令和7年度以後の関係市町村の負担金について適用し、令和6年度以前の関係市町村の負担金については、なお従前の例による。